

有害鳥獣(イノシシ等)駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書

イノシシの生息域は拡大の一途を辿っており、宮城県内においては丸森町が生息域の北限と言われてきましたが、現在では県北部まで広がっています。これら有害鳥獣(イノシシ等)の生息域の拡大により、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知の通りです。

宮城県におかれましては、イノシシを適正に保護管理することにより、農業被害軽減と人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣保護法に基づく「第二期宮城県イノシシ保護管理計画(計画期間は平成25年4月1日から平成29年3月31日)」を策定しております。当該管理計画によれば、本市はイノシシの生息や被害が殆ど確認されていないが、生息域拡大を防止する必要がある警戒区域となっている県内15市町の1市であり、現時点においてイノシシの生息とその被害は確認されていないものの、近い将来本市における被害の発生も懸念されるところです。

イノシシは他の獣類に比べ繁殖力は高く、生息数は確実に増加するものと思料されることから、被害防除対策を重点的に実施すべき重点区域において、徹底して被害防除対策を講じ、生息域の拡大を防止する観点からイノシシ個体数の更なる削減、農産物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシ等の個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及び箱わなの絶対数を増加させなければ効果的且つ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化について

増大著しいイノシシ等の個体数を削減するためには、隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携をすることが大きな効果をもたらすと思料されることから、自治体間の猟友会が密な情報交換を行い、有機的な連携を取ることの出来る制度の創設と、必要な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月12日

宮城県東松島市議会

議長 滝 健一

宮城県知事 村井 嘉浩 殿